

令和6年第2回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年2月7日(水)
開会 15時30分 閉会 17時14分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 武藤 文雄
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 戸高 直人
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 首藤 幸一郎
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 川野 眞司
本日の書記 課長補佐兼総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 それでは、教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、令和6年第2回教育委員会会議を開催いたします。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、平井委員にお願いいたします。
今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田にお願いをしています。

教育長の報告

- ・学校給食費無償化関係の請願及び要望書について

教育長 本日の次第は、お手元に示しているとおりです。会議の終了は、16時45分を予

定しています。

教育長 はじめに、本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

議 事

【議 案】

議案第 3 号 佐伯市史編さん基本方針の改定について

議案第 4 号 令和 6 年第 1 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和 5 年度佐伯市一般会計補正予算（第 7 号）
- ・令和 6 年度佐伯市一般会計予算
- ・佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・佐伯市宇目農村環境改善センター条例の一部改正について
- ・佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

議案第 5 号 佐伯市議会において採択された請願の処理の経過及び結果について

議案第 3 号 佐伯市史編さん基本方針の改定について

教育長 議案第 3 号佐伯市史編さん基本方針の改定について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 議案第 3 号佐伯市史編さん基本方針の改定について御説明いたします。

本議案につきましては、佐伯市史編さん基本方針を改定することについて、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改定理由につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により現地調査等が遅延したことから、編さんスケジュールを変更するため、佐伯市史編さん基本方針を改定したいというものであります。

少し詳しく話をさせていただきますと、令和 2 年度から中・下巻の原稿執筆のための現地調査が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、執筆のための現地調査、例えば地域行事であったり、祭りなどのそういった部分の調査であったり、執筆作業に大幅な遅延が生じました。現在行っています校正作業等の期間を延長せざるを得なくなったという状況です。そのことに伴い、完成時期の延長など、編さんスケジュールを変更する必要が生じたことから、基本方針を改定するものでございます。

変更内容につきましては、そのような理由から、当初計画では令和 5 年度に佐伯市誌中・下巻の印刷刊行としていましたものを、完成時期を延長して令和 6 年度の印刷刊行に変更するものです。

それでは基本方針の改定箇所を御説明したいと思います。7 編さんスケジュール

の変更前のものが2ページ、今回変更したいものを3ページという形で記載をしています。2ページ、一番左の列の年度の令和5年度の行を御覧ください。二重線を引いている部分が、変更する部分となります。内容の列中の印刷発行、専門部会の列中の教育部会設置、事務局・委託の列中の本文等最終チェック、中・下巻印刷・刊行、この部分が変更箇所ということになります。

その変更したものが3ページに記載をしています。令和5年度の部分は印刷発行を調査執筆ということで内容を変えています。専門部会の列は、教育部会設置を削除して、補足調査・執筆という形に変更しています。それに加えて、令和6年度の内容の部分で、印刷発行が令和6年度に遅れると先ほど説明したとおり、令和6年度の内容に印刷発行を加えております。編集委員会の列では、引き続き編集、構成が令和6年度にもかかってくるということで、この部分を追加しています。専門部会の列は、教育部会の設置が今年度できませんでしたので、来年度の設置ということで令和6年度に追加をしています。最後に、事務局・委託の列は、同様の理由で編集・構成、それから中・下巻印刷・刊行を入れています。

4ページの佐伯市史刊行計画の上段の表、この中の点線囲みの部分が変更箇所になります。修正前では校正、印刷製本が令和5年度末に終わるということになっていますが、その部分を令和6年度の途中まで延ばすということになります。そして配布販売につきましても、その影響で若干伸びるという変更になっています。

参考までに改定後の基本方針案をお手元に別冊で配付をしています。先ほど説明した部分、変更後のものを配布していますので、後ほど御確認いただければと思います。

今回の議案につきましては、1月31日に開催されました佐伯市史編さん委員会において、審議され、承認をいただいていることを御報告しておきます。

続きまして、本議案に関連もありますので、佐伯市誌の販売時期と価格について御報告をしておきたいと思えます。販売時期につきましては、当初令和6年6月頃を予定していましたが、今回の変更により、現時点での予定では、10月頃の販売を目指して業務を進めていきたいと考えています。次に価格につきましては、佐伯市誌は上・中・下巻セット販売という方針でありますので、セット販売の価格について、作成に掛かった費用、他市の販売価格などを参考に検討してきました。そして先日の佐伯市史編さん委員会においても、御意見を聞いた上で、上・中・下巻セットで税込1万5,000円で販売することといたしますので、御報告しておきたいと思えます。

以上で議案第3号佐伯市史編さん基本方針の改定についての説明を終わります。

教育長 佐伯市史編さん基本方針について、事情から印刷製本が令和6年度までずれ込み、販売が10月頃になる見込みということであります。御質問、御意見があればお願いいたします。

小寺委員 今回の変更点ではないですが、発行部数について、今回のこの市誌とは別で先日出た学校用の副読本、私の周りでもぜひ欲しいという方がいらっしやって、印刷し

たものがもうないからということで、教育委員会から最後の1冊をもらえたという話を先日聞いたので、今回の発行部数、後からまた増し刷りしていくと、金額が上がると思うので、市民の方からどのくらい欲しいという声上がるかわからないんですが、十分な量を用意していてもよいのではないかと思います。副読本の配布のスタイルと全然違うので、生徒に全員配るものではないんですけど、市民の方若しくは他県他市の方から、ぜひ欲しいということになるかもしれないので、見通した冊数を初めから印刷してもいいのではないかと思います。

社教課長 印刷する部数ですが、現時点では1,000部、1,000セット作成しようと考えています。その中で300部は寄贈分と考えています。学校であったり、図書館であったり、関係機関に配布する分が300部。販売する分を700部と考えております。現時点でお問い合わせはいただいておりますが、事務局としましては、そんなに売れるのかという正直心配もあります。できるだけ早めに広報しながら、その反響も考えたいと思うのですが、それを見てから印刷はできないものですから、700部は売り上げたいということで、現時点では1,000部作成する予定です。

小寺委員 見込みで700部という数字を出されているということですね。

社教課長 ぜひ、いろいろな人に手に取っていただきたいと思っています。そういう意味でも、価格もある程度低めの設定をしているつもりです。反響が多くてどうしてもというときには、増刷はしたいと考えています。今の時点で考えると、この程度が妥当ではないかという部数の設定にしています。

教育長 それでは、議案第3号の承認についてお諮りいたします。議案第3号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり承認といたします。

議案第4号 令和6年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは議案第4号令和6年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてのうち、令和5年度佐伯市一般会計補正予算(第7号)について、各関係課長から説明いたします。はじめに、武藤教育総務課長から説明をお願いします。

教総課長 令和5年度佐伯市一般会計補正予算(第7号)について御説明いたします。今回の補正予算は、別紙1の資料3ページの第1条にありますように、一般会計

において歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 5,351 万 7,000 円を追加しています。そのうち歳出の教育費につきましては、3,070 万 4,000 円を減額補正しています。

それでは各課における主な補正内容について説明をいたします。まず教育総務課関係について御説明いたします。

資料 20 ページ、21 ページを御覧ください。このページは歳入に係るものではありますが、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金の表に教育費国庫補助金があります。公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の受入れとして、796 万 5,000 円を増額計上しております。この補助金は、令和 4 年 12 月から開始された国の補助事業であり、G I G A スクール運営支援センター整備事業としまして、I C T 運用支援やネットワーク、点検、応急対応としてヘルプデスクの運営やサポート対応などを行うための体制整備に要する委託料などの経費に対して補助するものであり、補助率は 2 分の 1 となっています。本市におきましても、学校ネットワークの保守管理業務を委託しており、この業務に対して、先ほどの国の補助金が交付されることとなったため、その受入れとしてこの補正予算において、新たに国からの補助金 796 万 5,000 円を予算計上するものであります。

その他につきましては、16 款財産収入、1 項財産運用収入の 2 利子及び配当金に各種基金から生じた利子を一般会計の歳入で受け入れるための予算を計上し、それに伴い歳出において、その一般会計で受け入れた利子を各種基金に積み立てるための予算についても計上をしております。

そのほか財源更正についても行っていますが、詳細は省略させていただきます。

以上教育総務課分の説明を終わります。引き続き、学校教育課、社会教育課、体育保健課の順で説明をさせていただきます。

学教課長 学校教育課からは 2 点ございます。まず歳入につきましては、利子及び配当金として給付型奨学金基金の利子 4 万 1,000 円を計上し、基金の方にまた繰り入れるという形にしています。

もう 1 点は、歳出になります。給付型奨学金支給事業におきまして、140 万円を減額しています。これは、当初 25 人への支給を予定していましたが、実際の支給者が 11 人だったため、その差である 14 人掛ける 10 万円の計 140 万円を減額しているものであります。

学校教育課からは、この 2 点です。

社教課長 社会教育課に関する部分で繰越明許が 1 件ございます。教育費、社会教育費、市史編さん事業、繰越金額が 2,281 万 4,000 円です。これにつきましては、先ほど説明しました市史編さんの業務の延長というところの中で、中・下巻の印刷製本費であります需用費 2,281 万 4,000 円を次年度に繰越しをいたします。この 2,281 万 4,000 円は、印刷製本に係る業者との契約額で、全額の繰越しということでありませ

ず。続いて、歳入につきましては、他の課と同じですが、基金の利子につきまして、

社会教育課は、社会教育施設整備基金利子、それから美術品購入基金利子、佐伯市立図書館図書購入基金利子という三つの基金を持っています。この三つの基金に対する利子の増額補正をしているところです。同様に基金の積立ての方に、この部分が増額されているということでもあります。

それから社会教育事業のうち、社会教育単独事業、地域学校協働活動事業、そして国指定史跡「佐伯城跡」PR事業、この三つの財源更正が行われるという補正になっています。当初、地域振興基金を充てる予定が一般財源に変わると聞いています。

次に歳出の部分ですが、公民館費の中で公民館施設整備事業—上堅田地区公民館建設事業の予算を減額しています。減額する金額が2,434万5,000円、こちらにつきましては前回の教育委員会で説明させていただきましたが、上堅田地区公民館の建設場所を検討し直すということで、現公民館の場所に建て替える予定だったものを、廃園になる上堅田幼稚園の方に建て替えをしたいということで、現地建て替えて計上していました地質調査、周辺建物事前調査、それから実施設計、こういうものの予算を減額いたしました。その金額が2,434万5,000円ということです。

以上で社会教育課を終わります。

体保課長 体育保健課分の補正について説明させていただきます。

体育保健課につきましては、今回の補正による予算の変動はありません。ただ、各事業が記載されていますが、全て財源更正、予算を一般財源からその他財源にしたり、逆にその他財源から一般財源にしたりするという形の財源更正のみであり、予算額自体に変動はありません。

教育長 それぞれの課から説明がありましたが、御質問、御意見のある方はお願いいたします。

山口委員 97ページの給付型奨学金支給事業の中で、当初25人を予定されていたが11人ということで14人分を返還ということですが、これはいわゆる様々な家庭環境の方に給付型奨学金を支給するものだと思うのですが、通年的に大体11人なのか、通年的にこのような数なのか、それとも広報的な部分でそういった事情のある家庭に行き届いていないのではないかと少し思ったりしますが。

学教課長 令和4年度が10人でした。その前も、概ね人数的にはそれぐらいかなというところでありました。本年度、応募は14人でした。ただ、要件がございまして、佐伯市に1年以上在住しているとか、高校での成績、5段階評定の平均値が3.5以上であるとか、あとは所得制限があります。高校には全てチラシを配布して、周知はしているところですが、そこに合致する条件等の部分もあるのではないかなといったところでありました。25人分までは枠としては持っているところですが、例年この程度の人数かなといったところでありました。

教育長 それでは次に令和6年度佐伯市一般会計予算について、同じように各課長から説明をいたします。最初に武藤教育総務課長をお願いします。

教総課長 令和6年度佐伯市一般会計予算について、御説明をさせていただきます。

 それでは令和6年度一般会計予算書・予算説明書の5ページを御覧ください。第1条にありますように、一般会計における歳入歳出予算の総額はそれぞれ435億円です。そのうち歳出の教育費につきましては、29億5,759万5,000円で、前年と比べ、6,133万8,000円の減という形になっています。前年、令和5年度は、社会教育費において旧佐伯文化会館跡地購入事業で2億円を超える予算計上があったことが、前年比減の主な要因になっていると考えています。

 それでは、各課における主な予算について説明をいたします。

 まず教育総務課関係について、説明いたします。

 歳入の主なものについてですが、18款繰入金、2項基金繰入金の表にさいき創生人材育成基金繰入金があり、3,652万円が計上されています。これは、来年度実施する学校教育課の六つの事業、社会教育課、体育保健課の各一つの事業、合わせて八つの事業の財源として充当、繰入れをしようとするものです。この八つの事業につきましては、別紙A3版の資料で、題名がR6「さいき創生人材育成基金」充当事業調書をお配りしていますが、この部分につきましては各課の説明の後に別途説明をさせていただきたいと思えます。

 次に歳出について説明をいたします。256ページの教育委員会費から275ページの幼稚園費までが教育総務課に関係する予算であります。一般管理費であるとか維持管理的な予算が多く、昨年とほぼ同様な内容になっていますので、主なものについて説明をさせていただきます。269ページの1公共施設等総合管理計画推進事業—小学校廃校施設等解体事業ということで、5,910万円を委託料として計上しています。この事業は、耐震性もなく老朽化した廃校施設について、佐伯市の公共施設等総合管理計画に基づいて解体を行っていかうとする事業です。今年度、令和5年度から蒲江の旧尾浦小学校の調査を実施しており、令和6年度はアスベスト除去を実施するための予算になっています。

 次に273ページを御覧ください。中学校体育館照明LED化事業として400万円を委託料として計上しています。この事業は、国の照明のLED化の推進、それとそれに伴う照明の生産中止等を踏まえ、学校体育館の照明をLEDに切り替えることにより、温室ガスの排出量や電気料の削減を図るもので、令和6年度は中学校4校分の設計業務に係る予算を計上しているところです。

 以上で教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 続いて学校教育課分を説明させていただきます。

 歳入につきましては、43ページをお開きください。学校教育費補助金としまして、1,486万円を計上しています。内訳につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金として758万3,000円、部活動指導員活用事業補助金として67万2,000円、補習等のための指導員等派遣事業補助金として415万3,000円、帰国・

外国人児童生徒日本語教育推進事業補助金として 86 万円、登校支援員活用事業補助金として 159 万 2,000 円となっています。以上が歳入です。

続きまして歳出にいきます。259 ページをお開きください。奨学金の関係事業については、三本の柱を立てています。一つ目が、従来の奨学金貸付事業、予算は 542 万 4,000 円で、新規申込者については 6 人を予定しています。続いて、給付型奨学金支給事業ですが、予算は 259 万 5,000 円、年間概ね 25 人に対して 10 万円の給付を行う予定としています。そして、さいき創生人材育成基金を活用した奨学支援事業として、1,179 万 5,000 円を計上しています。令和 6 年度の利用者を 20 人程度と予定して予算を組んでいるところです。

次にスクール・メンタルケア推進・充実事業としまして、2,460 万 7,000 円を計上しています。これは、子どものメンタルケアを中心に学校、家庭、関係機関が緊密に連携したサポートネットワークの推進、充実を図るものであります。令和 6 年度は、登校支援員 2 人について、大分県が任用を行わず市町村への補助の仕組みに切り替えるといったところで、佐伯市の会計年度任用職員として任用することになりました。現在は、佐伯城南中学校と蒲江翔南学園に 1 人ずつこの登校支援員が不登校生徒のサポートについているところです。

続きまして 263 ページをお開きください。さいき創生人材育成基金を活用した事業です。まず、英語検定受験促進事業として 415 万 7,000 円。これは、市内中高生を対象に英語検定 5 級から準 1 級に係る検定料を 1 人につき 1 会計年度 1 回分全額補助をするものであります。

続いて、グローバル人材育成事業として 245 万 4,000 円。これは、中学生 12 人が台湾を訪問し、外国語の学習と現地の文化を学ぶことをとおして、グローバルな視点を育てるとともに外国語学習への意欲喚起、国際理解教育の充実を図るものであります。

続いて、表現教育を通じた人間力育成支援事業として 138 万 6,000 円を計上しています。音楽鑑賞、音楽演奏、演劇的手法を取り入れた授業等の表現教育に取り組むことをとおして、自己表現力や生徒同士のつながり等の人間力育成に向けた主体性のある学校づくりの充実を図るものであります。来年度 11 月に行われる第九の会に市内中学生が参加する取組や演劇的手法を取り入れたコミュニケーション教育の推進を目指し、芸術文化観光専門職大学の平田オリザ学長をお招きして、講演や模範授業を行うといった取組であります。

最後に 267 ページをお開きください。小学校振興事業—小学校振興事業費として 5,392 万 5,000 円を計上しています。これは、令和 6 年度、小学校の教科書が改訂されるに伴う教師用の教科書、それと指導書の購入等を行うためのものであります。

主な学校教育課分の予算の説明を終わります。

社教課長

続いて社会教育課の予算について、御説明します。

まず歳入の主なものについて説明をいたします。

43 ページをお開きください。社会教育費補助金についてですが、校区コーディネ

ーターの謝金が補助対象となったことから、令和5年度予算から661万円増額しまして、令和6年度予算では1,102万3,000円を計上しています。

次に47ページをお開きください。物品売払収入についてですが、こちらには令和6年度に販売を開始する予定の佐伯市誌の販売収入300万円を計上しています。300万円と言いますと200セット分ということでもあります。それから、今年度国指定を受けました佐伯城跡のグッズも作っていますので、クリアファイルやバックですが、これらの販売収入を約13万円程度計上して、319万9,000円の計上ということでもあります。

続いて歳出について説明いたします。276ページからが社会教育費ということになります。社会教育費全体としましては、前年度から約2億1,924万6,000円の減額となっています。これは冒頭に武藤課長の方から説明があった文化会館跡地の購入費が2億円程度去年ありましたので、そういった部分の要因で大幅な減ということでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。279ページをお開きください。こちらの9社会教育施設整備事業－元猿集会所施設改良事業についてですが、これは来年度の新規事業になります。元猿集会所は、風水害の避難所に指定されていますが、近接のマリンカルチャーセンターが解体されたことにより、台風などの荒天時に直接暴風を受けることになってしまいました。そのことから、避難者等の安全確保を図るため窓にシャッターを設置するための費用として420万円を計上しています。

次に13学校との連携・協働による「地域協育力」向上事業－地域学校協働活動事業についてですが、学校、家庭、地域をつなぐ役割として地区公民館に配置している校区コーディネーターの活動時間を今年度までの月70時間から、月80時間に来年度から増やします。その増やすことによる報償費の増加などにより、前年度から190万5,000円増額して、1,555万1,000円を計上しているところです。

次に21文化振興事業－遺跡群発掘調査事業ですが、こちらには今年度購入しました文化会館跡地の遺構確認のために必要な試掘調査費用を計上しています。

次に22文化振興事業－蒲江海の資料館管理事業、こちらにつきましては、蒲江海の資料館の施設設備等の老朽化に伴いまして、外壁の補修修繕約390万円、それから浄化槽の更新に要する費用を計上して、前年と比べまして898万2,000円の増額となっています。

次に28文化振興事業－佐伯城跡保存活用計画策定事業についてですが、新規事業になります。この事業は、昨年3月に国指定された史跡佐伯城跡の保存活用計画を策定する事業になります。計画は令和6年度から7年度までの2か年で策定する予定としており、令和6年度は佐伯城跡に関する基本情報、保存活用の現状と課題に関する部分の作成を行うこととしています。計画策定業務委託料532万4,000円など合計で583万円を計上しているところです。

次に285ページをお開きください。1地区公民館管理事業－地区公民館管理費につきましては、令和6年度から6地区公民館、大入島、木立、下堅田、上浦、本匠、本匠西がコミュニティセンターに移行することで、経費が約1,600万円削減されますが、佐伯地区公民館が旧三余館へ暫定的に移転することによる光熱水費や空調設

備の修繕料など約 1,200 万円、それから鶴岡、蒲江、河内、畑野浦地区公民館の老朽化した設備等の修繕費用約 900 万円などにより前年度と比べて 753 万 5,000 円の増となっています。

次に公民館施設整備事業－河内地区公民館施設長寿命化事業につきましては、雨漏りの激しい河内地区公民館の屋根改修工事に要する費用を計上しています。

旧地区公民館解体事業につきましては、現在使用されておらず、老朽化が著しくて利活用が見込めない旧大入島地区公民館、それから旧弥生地区公民館の解体を行う準備として、令和 6 年度にアスベスト調査を行います。その費用を計上しているところです。

最後に 287 ページをお開きください。こちらは図書館費になりますが、3 図書館管理事業－佐伯図書館在り方検討事業というのがあります。今年度から、市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会を立ち上げ、佐伯図書館の在り方を検討しているところですが、来年度も引き続き協議会を開催して検討していきたいと考えていますので、その協議会を 3 回程度開催する費用を計上しているところです。

以上で社会教育課に関する説明を終わります。

体保課長 続きます。体育保健課の方から説明をさせていただきます。

体育保健課につきましても主な部分だけ説明をさせていただきます。歳出の部分で説明をしたいと思います。まず、291 ページの野岡体育館耐震化事業、野岡体育館につきましては耐震診断を行った結果、耐震が不足しているということで、設計は既に終了しており、令和 6 年度に 1,961 万円で耐震化の工事を行うということになっています。こちらにつきましては、国の補助金が 216 万 4,000 円ほどつくことになっていて、あとは起債で 1,830 万円というような状況で財源は考えているところです。

次に番匠体育館改修事業ですが、屋根のほうはかなり錆びて老朽化していることから屋根と外装の改修工事を実施する計画で、令和 6 年度については実施設計を行うようにしています。こちらが 177 万円で、地方債を 170 万円ほど充当する予定にしています。

続きます。学校給食一般管理費ですが、例年支出しています内容と同じですが、この財源を見ていただきますと、その他財源としまして 1 億 2,560 万円が入っていますが、このうち 1 億 2,359 万 5,000 円がふるさとさいき応援基金の繰入金、ふるさと納税の基金から充当をさせていただいています。

続きます。3 学校給食費負担軽減事業と 4 学校給食費保護者負担軽減事業、これらは今年度も実施している事業であります。今年度に引き続き、小学生については負担軽減事業につきましては月額 600 円、中学生は月額 900 円の補助を考えており、全体として 3,677 万 4,000 円の事業費を見込んでいます。こちらにつきましては、財源のところに国県支出金 2,000 万円と書いていますが、これは国の方から交付金が下りるということで、その金額が 2000 万円。その他財源で 1,500 万円、こちら先ほどと同様にふるさとさいき応援基金、ふるさと納税の基金から 1,500 万円ほど充当させていただくような内容になっています。保護者負担軽減事業につき

ましては、小学校中学校全ての児童生徒に、毎月 1,000 円の補助を行うようにしており、こちらが 5,233 万 2,000 円。こちらも財源が、国の交付金が 3,000 万円、その他財源としまして、先ほどと同様にふるさと納税の基金から 2,000 万円を充当するようになっています。

地場産品活用推進事業につきましては、こちらから今年度から引き続いての事業になりますが、昨年度から約 100 万円増額するような形で、来年度は取り組む予定になっています。この部分のその他財源 900 万円も先ほどと同様にふるさと納税の基金の繰入金となっています。

次に学校給食調理場厨房機器改善事業ですが、こちらは備品購入で 1,700 万円ほど予算を計上しています。こちらは弥生給食センターの老朽化した設備の更新費用でありまして、ガス回転釜やスチームコンベクションオーブン、そういった部分の更新を行う予定としています。こちらの財源につきましては、地方債を 1,640 万円ほど充当することになっています。

次に旧鶴見学校給食共同調理場解体撤去事業ですが、松浦小学校の隣に古い給食調理場がありますので、こちらを来年度解体する予定にしています。解体費用は 1,300 万円、こちらは 800 万円ほど地方債から充当させていただくような形をとっています。

次に佐伯市総合運動公園野球場改修事業です。こちらは佐伯球場の内野とマウンドの形成を整備するようになっています。あわせて、内野の土の部分と芝生の境目が盛り上がり段差ができていたため、こちらを補修するようになっています。その経費として 198 万円を見込んでいます。こちらは、地方債を 190 万円ほど充当する予定です。

次に総合運動公園野球場人工芝改修事業ですが、こちらと同じく野球場になるのですが、内野、外野を除いた部分の両端の部分、今現在人工芝が入っていますが、建設当時のものをずっと使用しており、改修を行っていませんので、かなり老朽化して、実際機能を果たしていないような状況になっています。こちらを来年度やり替える予定にしています。こちらの経費が 4,421 万 4,000 円ということで、工期については約 6 か月程度を見込んでいますが、実際使用できなくなるのは約 2 か月、予定では 11 月、12 月ぐらいを考えているところであります。こちらは過疎債を 4,420 万円ほど充当させていただく予定になっています。

最後になりますが、総合体育館 LED 化改修事業です。こちらはメインとサブのアリーナの照明設備がかなり老朽化してしまっていて、実際のところ全部で 192 灯の照明がついているんですけども、うち 32 灯が、設備自体が故障していて電球を替えても点灯しないという状況になっていますので、こちらを LED に改修しようと考えています。来年度につきましては、設計をさせていただこうと思っています。予算として 136 万円、こちらを過疎債を 130 万円ほど充当させて事業を行いたいと考えているところです。

以上体育保健課の主な事業についての説明を終わります。

事務局

それでは、さいき創生人材育成基金充当事業調書をお願いします。

先ほど教育総務課長が予算書 46 ページで 3,652 万円を充当している、繰り入れるということで説明しましたが、その事業の詳細を載せています。令和 6 年度は、3,652 万円を八つの事業に充当する予定です。

まず 1 番目が、さいき創生人材奨学支援事業として、これは奨学金の返済支援ですが、令和 6 年度は新規の予定者約 20 人を見込んでいます。令和 2 年度から引き続き交付している人を含め、1,179 万 5,000 円の予算を見込んでいます。

次の 2 番の学力向上実践研究事業、これは学力向上に対するいろいろな教材の購入等ですが、まず児童生徒の基礎基本の定着、補充的学習の充実というところで、こちらが問題データベースとタブレット端末用学習教材、この二つが柱になっています。二つ合わせて 596 万円。次の標準学力調査、学力診断テスト、定着状況の調査ですが、これが二つあり 296 万 8,000 円、次の研究指定校事業、教職員の校内研修の充実で外部講師を招き専門的な見地から講義等を実施するものですが、講師の謝金等、これが 187 万 4,000 円。この三つ合わせて合計が、1,080 万 2,000 円。これが学力向上実践研究事業の総額になります。

次の 3 番、英語検定受験促進事業。これは中・高校生の英語検定を受けた時の受験料の補助です。中学生、高校生約 3,000 人に対して予算を組んでいます。準 1 級から 5 級まで。これが 415 万 7,000 円。

4 番目にスクールメンタルケア推進充実事業。これは市内小中学校の hyper-QU 調査票購入ということで、これが小中学生全員分に 480 円の 2 回で 403 万 4,000 円を計上しています。

次の 5 番グローバル人材育成事業。過去、令和元年度に短期留学支援事業ということで台湾に行っています。その後、令和 2 年から令和 5 年まではコロナで中止、ほぼほぼ留学系は中止になっています。令和 6 年度は予算を計上して、復活はしているのですが政情的なものとかもあるので、まだはっきりはしていない状況です。こちらに 245 万 4,000 円。

6 番目が表現教育を通じた人間力育成支援事業ということで、生徒の実態、特性等を生かすとともに、音楽鑑賞や音楽演奏、演劇的手法を取り入れた授業等の表現教育に取り組むことを通じて、自己表現力や生徒同士のつながり等の人間力育成に向けた主体性のある学校づくりの充実を図るということで、音楽鑑賞・演奏等に関する報償費、こちらを 115 万 5,000 円、演劇的手法を取り入れた授業に係る講義やワークショップ等ということで、講師に豊岡から芸術文化観光専門職大学の平田オリザ学長を招いて、演劇的手法を取り入れた講義を 1 回開催する予定となっています。講師謝金、旅費等を組んでいます。この二つを合わせて 138 万 6,000 円。

この六つが、学校教育課が主催する事業です。

7 番目、これは社会教育課の事業になります。「地球のステージ」の桑山紀彦人権学習講演ということで、これは令和 5 年度に鶴谷中学校で一度実施しています。それを今度中学生全体に届けるという事業であります。報償費と会場の借上料ということで、97 万 2,000 円となっています。

8 番目が体育保健課、これは体育保健課の佐伯っ子体力アップ事業ということで、令和元年度から引き続きずっと行っている部分ですが、コーディネーショントレー

ニングの指導員の派遣やサイキッズスポーツ体験教室の開催、それからスポーツ講演会の開催ということで、報償費や旅費等を計上し、92万円ということです。

以上八つの事業で、合計3,652万円をさいき創生人材育成基金から充当して事業を行います。

教育長 来年度の当初予算が、提案されています。今説明を受けましたが、見ていただいで質問等ありましたらお願いいたします。

最後のさいき創生人材育成基金、これは5億円を寄附していただいた部分のものです。

山口委員 291ページの学校給食一般管理事業ですが、先ほど学校給食費無償化の請願が出たと、この学校給食一般管理事業の中にはおそらく食材購入費は入っていないと思うのですが、学校給食費無償化になると、この4億いくりに食材購入費が付加されると思います。今予算的に、もし学校給食費無償化となった場合どれぐらいの予算額になるのですか。

体保課長 実質、小中学生の食材購入費イコール給食費になるということで、令和6年度仮に全てを公費で賄うとなれば、約2億2,000万円の予算が、ここになるかどうかはまだはっきりとしていないのですが、予算書上にあがってくるのではないかと考えています。

山口委員 ここに付加された場合、6億円ということですね。承知しました。

平井委員 先ほど説明されたさいき創生人材育成基金で実施期間が入っているのですが、これは基金を全部使い切るという意味ですか。

事務局 実施期間は事業によって違うのですが、最初の奨学金の返済については、今のところの見込みで、返済が積み上がってくるので、どこでやめるか、どこで募集を止めるか、試算をしたが募集を16年でやめないと、それ以上だと基金が枯渇するというので、今のところ、令和9年か10年ぐらいにはもう募集を停止するような見込みになっています。それ以降は今まで来ている人の返済をずっとしていくような感じになると思います。その他の事業については、10年間のものもあるし、5年で一旦見直しをかける部分もあるので、事業によってまちまちにはなっています。

教育部長 この基金を受ける時にちょうど私が学校教育課の事務を担当していたのですが、寄附者の方から5億円は全て子どもたちのために使い切ってくださいと、なるべくちまちま使わないで一気に使う形で思い切って使ってくださいというような要望を受けましたので、こういった組立てをしながら、子どもたちのために使おうという趣旨であります。

山口委員 295 ページの総合運動公園の人工芝の改修事業、当然もう老朽化しているのですが、今自主トレのキャンプとかでいろいろなプロ野球の方が実際に佐伯で、自主トレでこういった施設を使っていたいただいています、一つは佐伯にとって一つのアピール的なメリットになるのでしょうか。もう一つは、例えば自主トレのキャンプの中でもう少しこの設備や施設をこうしてほしいという要望とがあったりするのですか、参考までにお聞きします。

体保課長 自主トレなどそういった合宿を誘致する部分は、実は体育保健課で行ってなくて、観光のサイドの方で誘致を行っています。実際、施設が老朽化していますので、そういった部分で直接体育保健課の方にはないのですが、例えば高校野球の大会、大きいものをやろうとなればかなり設備的にも老朽化してる部分が多く、ここをあたってほしいなどのそういう要望、例えばエアコンを入れてもらいたいとか、ネットを高くしてほしいとか、そういった要望が入っています。

小寺委員 総合運動公園の件ですが、私も時々行くと大型遊具の老朽化、汚れとしてこう目立っていて、その修繕であったりとか、清掃であったりというのは、今管理している体育保健課なんですけど、今度全体を変えとなると都市計画課が、指定管理者も少しく綺麗にしたほうがいいのかなど。何かできるかなということ、学校が主体となってクラウドファンディングを子どもが学習の一環として、市の名前でですね、この施設の整備というところをやる方法もあるし、また今までのように、管轄のところは国の補助金とかどこかから取ってくれた年に一気にやってしまうというのがあるかとは思いますが、せつかくでしたら、現場の先生方とか、また民間のそういった学校教育に興味のある教育団体などが子どもたちと一緒に、何かこのまちを少し盛り上げていこうとか、高校生でもいいかとは思いますが、そういった一つの総合学習の一つで取り組んでみるのもいいのかなと思いました。

クラウドファンディングとか、そういうのを私たち大人がするのはなくて、例えば学校、子どもたちが、クラウドファンディングとかそういう方法をやってみるとかですね、PTAがやってみるとか、あれ全部改修するとなると、1億円かかるそうなんですけど、今既存の遊び道具、ああいったプラスチック製のものでいくというよりはサスティナブルな遊び方のできる遊具を導入してみるとか、例えば視覚の不自由な方でも楽しめるような、今大型遊具とかも世の中にはあるようなので、そういったいろいろなことを調べてみる、あったらいいなこんな公園というような何かこうテーマを持って、各高校がまず意見出しをしてみるとか、そういったことで例えば、高校になると県になると思うのですが、そういった教育委員会とかから現場の方に投げかけてみて、何か佐伯市の高校生なり中学生が一つ取り組む、ほかの市の事例を過去調べてみたら、達成できなかった場合でも改修はしますということ、書かれてあったので、結局、そこは達成できなかったです。できてなかったんですけども、そういった形で改修に向けて、佐伯南中学校とか、上堅田小学校とかからでも何かこういう公園があったらいいんじゃないかとか、わからないですが、総合の時間で取り扱って、その結果、実行っていうところはクラウドファンディン

グとか、なんかこうできないかなあと。

遊具ですが私も見ましたが、すごく汚れていて、ちょっと私の子どもたちが遊んでいた頃とは全く様子が違うので、ただ変えるのもいいんですけど、今の時代とかそういういろいろな子どもたちが遊べるように、いろいろな方が遊べるような形で遊具も変えていってみるといいのかなと。

山口委員 269 ページですが、尾浦小学校の解体に当たってのアスベストの除去、これで約5,900万円。アスベストのそういった法令改正があり、実際、解体費用を考えたら、もしアスベスト除去になると相当な割合で解体費用に付加されますよね。これその他の財源となっていますが、国かどこからかそういった補助が出てくるのですか。このアスベストの除去に関して。

教総課長 その他の5,900万円は、地域振興基金を充てるという予算になっています。

山口委員 今後そう考えると、そういった解体案件がいっぱい出てくる中で、必ずアスベスト調査があり、そうするとそれに対しての解体費用の予算は膨れ上がるということですね。

教総課長 これからまた幾つも閉校とかがあれば、そういった調査にお金がかかりますし、またアスベストの除去になるとまたそれなりの対応をしたり、莫大な費用がかかることとなります。そういった状況に陥ることは確かだと思います。

教育長 先ほどの基金の部分については、総括が説明したように、奨学金の部分は令和9年、10年で募集停止をしないと財源的に枯渇するところがあるのですが、奨学金に力を入れていくのであれば、他の事業の効果を見ながらスクラップを行い、奨学金を少し延命措置をするというようなことも、早急に検討する必要があるのではないかというふうには思っているところです。

教育長 それでは次に佐伯市公民館条例の一部改正について、社会教育課長が説明いたします。

社教課長 佐伯市議会に提出予定のこの議案は、昨年11月17日に行われました令和5年第15回佐伯市教育委員会において報告させていただいています佐伯地区公民館の移転に係るものであります。29ページに参考資料を添付していますのでそちらを御覧ください。以前の教育委員会の際に配布したのですが、3の対応にありますように、佐伯地区公民館は公民館活動を行う上で設備や機能面で支障をきたしており、コミュニティ組織の拠点施設としても不十分な状況であると。また、耐震性もないと想定される危険な建物であるため早急な対応が必要であるとの判断から、令和6年度から暫定的に旧三余館へ移転しようとするものです。

佐伯地区公民館を移転するには、公民館の設置条例である佐伯市公民館条例を改

正する必要があります。そのため、その条例改正に係る議案を令和6年第1回佐伯市議会定例会に提出するに当たって、教育委員会の意見を求めるものです。

別表第1に佐伯市が設置しています公民館の名称と位置が規定されていますが、この別表第1の佐伯市佐伯地区公民館の位置を現在の中之島2丁目20番26号から旧三余館の位置である大手町1丁目2番12号に改めます。それから別表第2に規定されています佐伯地区公民館の使用料に関する規定を、移転先の施設の状況に応じて改めるものとなっています。新たに定める佐伯地区公民館の使用料の額につきましては、別表第2に規定されています他の公民館の使用料の額等を踏まえ新たに定めたものとなります。

移転につきましては、令和6年4月に旧三余館の設備修繕等を行い、5月1日から公民館活動を開始したいと考えていますので、条例改正の施行日は、令和6年5月1日となっています。

以上で佐伯市公民館条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 佐伯地区公民館の移転ということで関係条例を改正するということでもあります。御意見等ございますか。

平井委員 参考までに聞きたいのですが、この基本使用料と冷暖房費というのは、今の三余館の使用料と同じ金額ですか。

社教課長 大変すみません。今手元にはっきりと言えないものがないのですが、例えば旧三余館であれば午前中何千円とか、時間単位で何千円とか、設定の仕方もそもそも違ってしますので、そのまま旧三余館の使用の仕方をするのはちょっとやりにくいということではほかの公民館に合わせる形で今回設定をしました。

藤崎委員 三余館のトイレはどうなっていますか。公民館として耐えられるトイレがありましたか。

社教課長 おっしゃられてるのは洋式がきちんとあるのかということですよ。私が今確認している範囲では全て洋式ではないと思います。和式がやはりあると思います。佐伯地区とお話をする中では、現状のままで使っていただきたいというお話はさせてもらっています。どうしても暫定的な措置ということで移転していただきますので、永久的にそこを使っていただくということであれば、当然改良していきたいというふうに思っているのですが、現時点では、委員が御心配されてるような状況に手を加えれそうにはないんですけども、必要に応じて要望があれば、予算の許す範囲で対応していきたいと考えています。

藤崎委員 公民館の使い方にもよるかと思いますが、障害のある人も含めて、高齢者も含めてですけど、たくさんの人になるべく来てもらうような機能ということが目的になると思うのですが、そのときにどこも悪くなくてももう高齢と言われてる人は和式

だとトイレができないんですよね。だからそれを少し改善できたらなあという意図での質問でした。

社教課長 しっかり確認しているわけではなくて申し訳ないのですが、多目的トイレとかには洋式があるということはわかっています。委員がおっしゃるとおり高齢者の方が使用するという事になれば、和式はやはり立ち上がれないとか、そういうことになってくると思いますので、少し検討させていただきたいと思います。

小寺委員 三余館を日頃から使っている方で花の教室を開講されている方は、三余館が一時期図書館になるとかいろいろ噂が出たときに残して欲しいと、今までの使い方、桜ホールはできたんだけど汚せない、だけど三余館だとちょっと水が流れてもいいようなフロアがあるそうで、そこで花の教室を、お花とかそういうのはしやすいので、三余館、お手洗いの事情はあるんですけども、実際使ってる方の中には、ジャンルによると思うのですが、そういうお花の教室関係の方は、とても使いやすいってことをおっしゃってましたので、やはりトイレとか、これから少しずつ使う方のニーズに合ったところを限られた予算の中だと思うのですが少しして、今後も使っていけたらいいんじゃないかなと思います。

教育長 ありがとうございます。今日いただいた意見はしっかり持っておき、暫定的でも不便をかけることがあれば考えていこうかと思えます。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

教育長 それでは次に佐伯市宇目農村環境改善センター条例の一部改正について、続いて丸山社会教育課長が説明します。

社教課長 佐伯市宇目農村環境改善センター条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

本議案は、佐伯市宇目農村環境改善センター、通称ふれあいセンター宇目とありますが、この施設の多目的ホールの空調機器が昨年夏時期に故障したため、当該設備の供用を廃止するというものであります。

この施設の位置は、佐伯市宇目大字小野市 3374 番地 1 ということですが、小野市の中心部になります。

今度は平面図を御覧いただきたいと思えます。多目的ホールの面積が、施設の半分以上を占めて約 875 m²ということですので、この平面図の中で大部分が多目的ホールということでもあります。施設全体では約 1,493 m²ということなので、半分以上を占めているということですので。続いて 40 ページの写真を御覧ください。多目的ホール内の写真が、一番下にあります。床はバレーコート等のラインを引いており、ほぼ体育館の様相を呈しているような状況です。そして多目的ホール利用者の大半は、今回の空調機器故障以前から、運動目的で利用している方がほとんどでありますので、冷暖房設備はもう利用していないということですので。それから 41 ページには、多

目的ホールの利用実績を記載しています。令和2年度は、365回の利用に対し空調利用が1回。令和3年度は、483回の利用に対し2回。令和4年度については、515回の利用に対し空調利用が3回。令和5年度は夏時期に故障しましたが、12月までに419回の利用に対して利用が1回ということになっています。いずれも運動目的の利用では空調は使わないということで、使っているのは市の健康増進課が行う特定健診において年1回程度、エアコンを使っているというような状況でした。それから資料には載せていないのですが、この空調機器を修繕しようとすると、その費用が400万円程度かかります。それに加えて年間の機器の保守代が約60万円ということでもありますので、利用実績を考えると修理による費用対効果が見込めないということから、今回、冷暖房設備の共用を廃止したいということでございます。

以上で、佐伯市宇目農村環境改善センター条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 小野市にあります宇目農村環境改善センターの空調設備を修理すると400万円とランニングコストが60万円ということで、使用頻度に見合わないということになります。御意見いかがでしょうか。

教育長 健康増進課には、確認を取っているのですか。

社教課長 健康増進課にも今回の事情を説明しまして、維持管理が大変だということで御理解いただいています。来年度は6月の終わり頃に検診するというので、これは動かしようがないのですが、再来年以降は少し涼しいときに実施してもらえないかというお話はさせていただいて、健康増進課も検討してくれるということです。

教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

教育長 それでは次に佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、引き続いて丸山社会教育課長が説明します。

社教課長 佐伯市議会に提出予定のこの議案は、本年1月19日に行われました令和6年第1回佐伯市教育委員会において報告させていただきました佐伯市最勝海宿泊研修施設の廃止に係るものです。

参考資料を添付していますのでそちらを御覧ください。これについては以前の教育委員会の際に配付したのですが、こちらの4の担当課の方針に記載をしていますように、最勝海宿泊研修施設は故障中のボイラーの修繕費が約400万円程度を要するという、それから現状の施設の利用実績では改修に見合うだけの費用対効果が見込めないこと。また老朽化も進んでおり、エレベーターや客室空調の設置もなく、当該施設での宿泊を伴う青少年を中心とした社会教育事業は安全面、環境面からも見込めないということから、今後も社会教育施設として活用していくことが困難であるという判断をしました。よって、最勝海宿泊研修施設を廃止しようとす

るものであります。

そのため、その条例廃止に係る議案を令和6年第1回佐伯市議会定例会に提出するに当たり、教育委員会の意見を求めるものであります。条例改正の施行日は、市議会議決後、佐伯市財産規則第37条の規定に基づく用途廃止の手續に要する時間を考慮して、令和6年4月1日からというふうにさせていただいています。

以上で佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 以前、報告をさせていただいたものです。最勝海の施設ですが、廃止をするということですが。御意見、御質問ありますでしょうか。

教育長 よろしいですか。

それでは数多くありましたけれども議案第4号についてお諮りいたします。議案第4号令和6年第1回佐伯市議会定例会提出議案については、異議なしということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 ありがとうございます。それでは異議なしといたします。

議案第5号 佐伯市議会において採択された請願の処理の経過及び結果について

教育長 続いて議案第5号佐伯市議会において採択された請願の処理の経過及び結果について、川野体育保健課長が説明をいたします。

体保課長 それでは議案第5号佐伯市議会において採択された請願の処理の経過及び結果について御説明します。

佐伯市議会において採択された請願につきましては、処理の経過及び結果について、議会に報告する必要があります。従いまして、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第19号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

今回の請願は、令和5年第5回佐伯市議会定例会において、提出されたものであります。提出者は、新日本婦人の会佐伯支部 代表 仲尾まつみさんです。その請願の項目ですが、1点目が学校給食費無償化のため、市として必要な財源措置を講じてください。また、財源措置を県国に求めてください。2点目が佐伯市の「第2次佐伯市有機農業推進計画」に基づいて有機農業の振興を図るとともに、農水産業に関わる地域の方々と連携して、安心安全な地場産給食食材の使用拡充を進めてくださいという請願項目になっています。

この請願に対する処理の経過及び結果につきましては、資料59ページに記載させていただいています。こちらを読み上げて、御説明させていただきたいと思いません。

まず請願の1点目に対する当市の見解ですが、学校給食費無償化については、少子化対策や子育て世帯への負担軽減として重要な施策の一つであると認識しています。本市においては、「ふるさと納税」を財源とする基金から「さいきのこどもたちを育てる事業」として、学校給食一般管理費に多額の充当をしています。また、令和4年度からは食材の物価高騰分を、令和5年度からは保護者負担の軽減を図るため給食費の一部を助成しているところですが、学校給食費の無償化となれば、市の財源のみでは相当の負担となるため、国の支援等が必要な状況となります。しかしながら、現時点では、国が示した学校給食費の無償化に向けた実態調査は行われておらず、具体的な財源についても示されていない状況です。また、無償化の実施に当たっては、給食センターの統廃合の推進による経費削減や更なる「ふるさと納税」の活用などが考えられますが、財源としては不足しているのが実情です。したがって、学校給食費の無償化については、今後も国の動向を注視していくとともに、引き続き、大分県市長会を通じて国に財源確保を求めていきたいと考えています。

次に2点目に対する市の見解ですが、続きの文章になります。なお、地場産食材の使用拡充については、ブランド推進課を中心に関係部署で連携を深め、引き続き取組を進めて参ります。

このような内容で佐伯市議会へ報告を行いたいと考えていますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上で、議案第5号佐伯市議会において採択された請願の処理の経過及び結果についての説明を終わります。

教育長 御意見、御質問があればよろしく申し上げます。

小寺委員 給食費無償化になった市町村を見たんですけど、例えばその財源とか、全校か小中学生対象なのかとか、いろいろと地域によって格差があるということも書かれていて、限られた中で給食を作っていくということで今よりも品数が減ったり、栄養のバランスが悪くなったり、あと質素になるのではということで、今調べた中ではそういったデメリットが挙げられているところで、心配、懸念されているところはそういった意見が出ています。先行事例の他の市町村と、まちの規模であったり、人口の割合であったり、子どもに対して納税額がどのぐらいかとかあるかとは思いますが、基本はやっぱり国からお金を下ろしてくるのが自治体の役割ということで書かれてあるので、1度変えるとまた戻すのは今度大変になると思うので、慎重にされた方がいいのかなあとは思いました。

負担額を少し減らすとかであればいいですけど、完全無償化となるのは、ちょっと慎重にされた方がいいのかなと個人的には感じています。

山口委員 先行して給食費を無償化してる自治体があると思うのですが、今の状況はどのような感じですか。

体保課長 全国的には文部科学省がそういった部分の調査を行ったという話を聞いているのですが、最新のデータが結構古いんです。現状どのくらいの自治体が無償化にしているかという公式なデータがまだ示されていないので、何とも言えないのですが、新聞等を読むとかなりの自治体が無償化にしています。大分県内につきましては、はっきりとしています。豊後高田市はかなり子育てに力を入れていますので、先行していますし、宇佐市も無償化に踏み切っています。姫島村、こちらも無償化。新聞等を見ますと、もう間違いないと思うのですが大分市が2学期から中学生のみ無償化といった形で県内では動いているようです。その他の自治体についても先ほども若干話をしたのですが国の方の交付金が結構自治体の下りてきています。それを活用する中で、一時期、例えば令和5年度中は無償化にしますとか、何学期だけしますとか、そういった対応をされているんですけども、今現在、うちの方で把握している中では、令和6年度から無償化に新たにするという確実な情報は、得ておりません。

教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第5号についてお諮りいたします。議案第5号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第5号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和6年第2回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17時14分